

「もしも」を通じて「いつも」が充実 個別避難計画を作成しましょう

災害対策基本法の改正(令和3年5月)に伴い、避難行動要支援者名簿登録者の個別避難計画作成が努力義務化されました。

「個別避難計画」の対象になる方（避難行動要支援者）

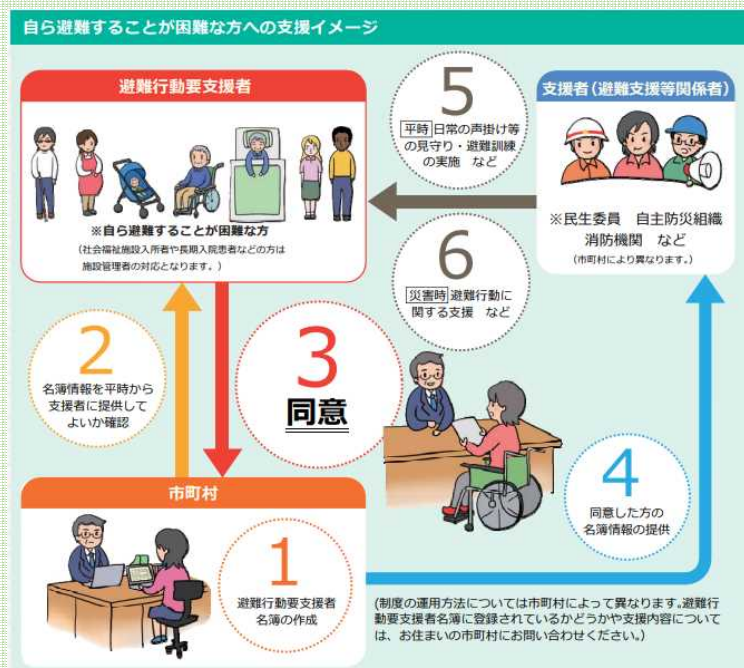
- ① 75歳以上独居
- ② 身体障害者手帳 1級、2級
- ③ 療育手帳 A、A1、A2
- ④ 精神障害者保健福祉手帳 1級、2級
- ⑤ 難病患者
- ⑥ 介護保険 要介護3以上
- ⑦ 自ら避難することが困難な方

「個別避難計画」の作成の流れ

「個別避難計画」の作成には同意が必要となります。同意される方は、登録書面の同意欄に記入いただきます。

同意された場合、個別避難計画作成書類一式を郵送します。本人、ご親族の方で個別避難計画が作成できる方は、個別避難計画作成マニュアルを参考に作成します。

ケアマネジャーなど担当相談支援員等がついている方は、作成の委託ができる場合がありますので記入欄に記入いただきます。担当事業所に市が情報提供しますので、相談支援員、ケアマネジャー等担当者が訪問し、状況をお伺いした上で個別避難計画を作成します。



避難行動要支援者名簿の内容

氏名、性別、電話番号、生年月日、住所・居所、避難支援を必要とする事由など

個別避難計画の内容

名簿の内容に加えて

- ① 避難支援等実施者の氏名・名称住所・居所及び電話番号
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路

など

※計画作成により、避難支援の法的義務が発生するものではありません